

岡村重夫はのりこえられたか —「地域社会関係（原理）」について

井上英晴*

Are we able to surpass Shigeo Okamura? — “Regional community relationships (principle)”

Hideharu Inoue

要約

岡本栄一は、岡村重夫の社会福祉原論が「社会関係」原則によって主導されているように、岡村重夫の地域福祉論も「地域社会関係」原則によって主導されるはずが、十分に展開されないままに終わった、という新説を出した。私は、岡村重夫の地域福祉論も「社会関係」原則によって貫徹されていると思う。

キーワード 岡村重夫 社会関係 地域社会関係 なぎさ 収奪

(Abstract)

Eiichi Okamoto proposed the new view that Shigeo Okamura's community-based welfare theory ended without a thorough exploration; it was supposed to be led by the “regional community relationships” principle, just like his social welfare theory was led by the “social relationships” principle.

I think that the principle of social relationships is carried through the community-based welfare theory of Shigeo Okamura as well.

Keywords: Shigeo Okamura, social relationships, community relationships, “Nagisa”, deprivation of social relationships

* 2009年8月26日 高松大学発達科学部

1. はじめに

J-P. サルトルは1960年、「それを生んだ状況がいまだのりこえられていないため、マルクス主義はのりこえられることはできない」¹⁾と言ったが、わが岡村重夫についても似たような事情にある、と筆者には思われる。つまり、「それを生んだ状況がいまだのりこえられていないため、岡村理論はのりこえられることはできない」と。では、それ（岡村理論）を生んだ状況とは、どのようなものであろうか。筆者がこれとは思うものを岡村自身の文言の中から適宜引用してみる。見出しは筆者による。

(1) 入所施設の「脱施設化」は実現していない

社会保障と区別せられた社会福祉的援助は、その対象者のもつ職業や家族関係、近隣関係や友人関係および地域的文化関係、一言にして言えば彼のもつ社会関係の全体を保存しながら、適切な処遇を与えることを目途とするようにならねばならない。それは、援助対象者を無雑作に地域社会からひき離して収容施設に隔離する方式に対する根源的な批判である²⁾。

(2) 現行の日本の社会福祉法制からの訣別が必要

いくら地域福祉とか、最近のように在宅福祉サービスとか言っても、単に保護事業を収容施設から地域社会に延長することになってしまうわけですね。回復的処遇の原則を、今度は、地域社会に向って拡充していくということは、結局、保護事業の誤りをもう一度くり返すことになるんじゃないかと思っている。だから在宅福祉サービスではいけない。保護事業を拡充するやり方でもだめ、またそれに対立するような形での福祉国家の普遍的サービスでもいけない。それを越えた人間的処遇っていうようなものを実現する新しい社会福祉でなくてはならないだろうと、私は思っております。それは、言いかえますと、現行の日本の社会福祉法制から訣別していくことだと思っております。従って、私は、この社会福祉制度を強調する最近の社会福祉論には、非常に飽き足りない。社会福祉の本質は、行為であって制度ではないということを私は言いたいわけです。制度みたいなものをいくらつついてみても、社会福祉の本質は出てこない。社会福祉の本質というのは、やはり生活困難者を援助する行為のなかにあるのであって、法律とか制度というものは、その援助の行為のための資源として利用するだけのものなんで、決して、福祉の本質などではないんです³⁾。

(3) 当事者（クライアント）は援助の実践材料ではない

私たちの人間援助の関係というのは、そういう風に対象者を単に一方的に客体化して観ているのではなく、見る見られるという関係、そういうことで人間を扱っていくのが福祉だと思うのです。そこが人類学や社会学の先生と違うと思う⁴⁾。

(4) 個人と環境を同時一体的に把握する論理が必要

地域福祉のとりあげる生活困難は、単に個人のもつ障害そのもの、また病気や貧困そのものではなくて、個人と環境との関係、すなわち個人とその利用する社会制度や社会資源とのあいだの社会関係の障害や困難である。なぜならば地域社会とは地域住民の社会関係の総体にほかならないからである。実際 われわれの日常生活は、障害者と健常者とを問わず、個人と制度との社会関係によって可能であるから、生活困難の中心問題は、個人と環境とを同時にとらえる立場によってはじめて正しく解決することができるのである⁵⁾。

社会関係の構造という点から言えば、生活困難は、主体的側面と客体的側面との両方において起るから、生活問題対策は、個人と環境の両方にわたらねばならない。しかし単に両方とも必要であるというのでは、理論的説明にはならない。重要なことは、いずれに視点（重点ではない）において、問題をとりあげるかということである。つまり、両者を結びつける論理を見出すことである⁶⁾。

(5) 例外を除き社会福祉の本は紙屑同然であり時間とお金のムダ

社会福祉の現状と、日本の研究者を見ていると、社会福祉の問題は一体何なんだということが研究されていない。社会福祉の本がたくさんあるが、どれを見ても全くつまらない。中身は大学の先生なんか書いているんですけども、みんな紙屑みたいなものだと思いますね。それは何故かといえば、社会福祉が何かということが書かれていない。社会保障とどこが違うんだ、医療とどこが違うんだ、そういうことをはっきりさせないままに、厚生省が老人プランを発表したから、老人福祉計画をどうするかとか、そんな枝葉末節ばかり言っている。老人福祉とは何かという、そういう原理をしっかりと持つ前にワァワァ言っているわけですね。今の日本の人は特にそういう傾向が強い。最近、たくさん本が出てますね。一冊くらいは、これはいい本だなというのがありますが、あとはたくさんいろいろ本を書いて送ってきますが、見たら全くつまらない。お金と時間のムダなんですね。それは何故かという、社会福祉の「固有性」、社会福祉は何なのかということ、他

のものとは違う、ここに特色があるんだということが研究されていないからで、それをはっきりさせなければいけない。これがひとつの現代の課題ではないかと思います。「必然性」。これは、あってもなくてもいいってものじゃなくて、福祉がなければ社会がつぶれてしまうという、そういう必然性があるんだということを証明していかなければならないと私は考えております⁷⁾。

(6) 新自由主義の御用学者が残す残余福祉

日本ではあの行政改革審議会という政府の御用機関がありますが、あんな所でやっているのが、この新自由主義ですね。この自由主義では生活は個人の自由に任されなければいけないんだという。どうしても自分でできないような特殊な人に対しては国が保護する。保護事業による考え方ですね。社会福祉というのは、そういう自分の力では生活できない社会的弱者に対するサービスなんだ、と言っているのが行革審の連中なんですね。これは思想的に言ってみれば、新自由主義と言えましょう。つまり保護事業の復活です⁸⁾。

(7) 社会福祉に携わる者は役所に弱い。制度（法律）に弱い。医者に弱い。

医療福祉の法律などもストップされていますね。しかし、やがてまた厚生省に押し切られるでしょう。社会福祉士などという制度ができる時でも、厚生省に押し切られて、簡単に2ヵ月か3ヵ月で作ってしまったんですね。私達はあれは非常な間違いだと思いますね。そういうものにはもっともっと抗議しないとイケません。日本では役所に押し切られる傾向が非常に多いわけで、それに抵抗する意味でも、社会福祉の理論というものが大事です。ただなんとはなしにうまく済めばそれでいいんだというような、漠然たる穩便主義ではだめだと思うのです。人間の命というのは大事なんだ、社会関係の困難をどう援助するか、その中でも我々は特に主体的側面への援助をするんだ、ということをはっきりさせることが大切なんだ、これが一点です。それから「必然性」ということですが、この主体的側面の援助がなかったらどうなるか。これがなければ、人間生活が成り立たないんだ、あるいは個人が制度の一方的なやり方の犠牲になるんだということ。それが「必然性」ということではないかと思うんです。ですから、この主体的側面の援助のない社会は、「制度支配」の社会という非難を受けねばならない。社会関係の主体的側面をどう援助するか、それが福祉の必然性の一つの課題です⁹⁾。

元来、福祉的援助の本質は、援助の行為であって、福祉六法を含めて福祉制度にあるの

ではない。福祉六法は福祉的援助の手段ないし利用すべき資源である。地域福祉は、個人のもつ社会関係の欠陥に着目し、それを改善することを目的とし、その援助の手段として福祉六法その他の制度を資源として利用するのである。この目的と手段の関係を逆転して、法律に定められない援助は一切これをしない、という法律万能主義では地域福祉の本質はもちろんのこと、社会福祉そのものすら理解できないであろう。公営社会福祉の陥りやすい誤りである¹⁰⁾。

一定の資本主義経済の発達段階における社会・経済的条件によって規定される社会福祉の典型は、「法律による社会福祉」(statutory social service)である。わが国の現状でいえば福祉六法である。しかし法律による社会福祉が社会福祉の全部ではない。いな全部であってはならない。法律によらない民間の自発的な社会福祉 (voluntary social service) による社会福祉的活動の存在こそ、社会福祉全体の自己改造の原動力として評価されなければならない¹¹⁾。

A君とB君を比較しますと、知能程度は同じくらいです。法律上で言う知能指数は同じくらいですよ。しかし生活が全く違う。なぜ違うかということと家族関係とか、職場関係とか、友人関係、近隣関係という、いわゆる社会関係が違うから、生活が違う訳なんです。そのところをしっかりと見ないと、何か医者の子真似みたいなことをしては駄目だと思う。これを本人の社会関係の改善ということで申し上げておきます。それから主体的側面の方ですけれども、医師のような真似をしないで対象者の主体性をどう援助するかと言うこと、この事は住民全体や地域社会全員についても言えます。この住民の主体性を無視した社会福祉は案外沢山行なわれている¹²⁾。

たとえば、医療福祉ですよ。医師が、医療という一面だけで患者をとらえることの欠陥を認めて、MSW (=医療ソーシャルワーカー) の援助がなければ患者の生活の全体性をとらえることができないということを認めることです¹³⁾。

(8) お世話になるのは不幸であり、自分は無縁でありたいと思わせる社会福祉

保護事業に対するこの批判は、今日の日本の社会福祉が当面している大きな課題です。現行の法律をみますと、全部これは保護的社会福祉なんですよ。社会福祉の六法は、回復的処遇の原則にもとづいているわけです¹⁴⁾。

社会福祉は一部特定のハンディキャップをもった人々に対する対策であるという点は同じであり、その後も社会福祉は社会的弱者のための対策であるという理解は一般的なもの

となって今日に到っている。そのために社会福祉といえば、障害者や老人の福祉と同一視せられる風潮が一般化した。これを逆に言えば、社会福祉は一般国民の生活に直接関係のないことであり、特別な「愛情」や「理解」のある人々の関心事であるとしてボランティア問題がとりあげられたりするのである。だから障害者問題に対して一般国民の理解や協同を得るために、「今日の社会では誰でも障害者になる可能性がある」などと言わなくてはならない。以上によって「回復的処遇の原則」とは、正常な生活のできない特別な人々を援助して、「自立してその能力を発揮できる」ようにし、正常な社会人に復帰させることを目的とするものであり、従ってその対象者は正常な人ではなくて、特別なハンディキャップをもつ少数の人々に限られることを明らかにしたのである¹⁵⁾。

1981年国際障害者年行動計画は、「障害者の生活上の障害は、障害者個人の身体的不全(impairment)にあるのではなくて、彼と彼をとりまく環境とのあいだの関係の障害である。」と指摘した。障害を作りだしているものは彼自身ではなくて、彼の社会環境であるという認識こそ、わが国の福祉六法の援助の対象規定に対して根元的な反省を要求するものである。社会福祉の対象は、障害者、児童、老人、貧困者、母子世帯などの個人ではなくして、彼らと社会環境との関係、すなわち社会関係の欠陥ないし困難なのである。これこそ最も徹底的な転換論であって、福祉六法の洗い直しを求めるものである¹⁶⁾。

(9) 日本の福祉は与えられる福祉であって、本物の福祉ではない

今回の社会福祉事業法第3条の改正において示された規定は、対象者の基本的人権保障について全然言及せず、また単に住民に「あたえられる福祉」であって、住民によって、また住民と共に作られる「ほんものの福祉」ではない。住民自治に基づく社会福祉は、いうまでもなく、この「ほんものの福祉」でなくてはならない。国から委譲された措置権に基づく福祉サービスは、市町村の実施する社会福祉の全部であってはならない。むしろ住民の基本的人権を守ることこそ自治体社会福祉の本質であることを明確に宣言しなくてはならない¹⁷⁾。

(10) 死の援助をしない社会福祉、死の相談を受けられないソーシャルワーカーは落第

死ぬというのは自分が死ぬんでして、お医者さんが死ぬんじゃないわけですからね。(中略) だから死ぬ問題は私の問題なんです。援助の技術というのは本人の立場に立って援助することですからね。こっちから「こうせい、ああせい」というものではない。死

の問題は、自分の死ぬ問題だとして持ってきたならば、一緒に考えてあげないといけないですね。そう、ほんとにあなたが死ぬんだと。明日死ぬかもしれない、今晚死ぬかもしれない、どうしたらいいかという相談を受けられないようなソーシャルワーカーは落第なんですね。(中略) 余計な医療はせんでほしい、延命医療はけっこうです、ということのように援助してあげるように、そういう死に方の援助をするのが老人福祉の一つの仕事じゃないかと思うんです。これは他の仕事にはないかもしれませんが、実際に死にたい老人がたくさんいますから。日本ではそれは禁句で、そういうことを援助しないけれども、私は援助してもいいんじゃないかと思う。自分の死を自分で意識して、自分の意志にしたがって死に方を決めるといふか、援助をすることが、死の援助ではないかという風に思うわけです¹⁸⁾。

こうした状況に抗し、岡村重夫は「人間存在の二重性というものから発展させ、社会関係の二重構造に到達し、そこに社会福祉の特別な領域があるんじゃないか。ということは何十年来言い続けてきて」¹⁹⁾ いるわけである。

筆者にとって岡村重夫は一つの古典である。読むたびに新しい。読むたびに新たな発見があったり、蒙を啓かされたりする。筆者にとって岡村重夫は、正しい道を示唆してくれる一つの羅針盤である。

ところで、岡村重夫自身は、

現代の社会福祉理論の中心的な研究課題は、社会関係論である。筆者が提起した社会関係の主体的側面と客体的側面という二重構造論は、すでに30年も昔の研究成果であって、いかにも陳腐である。社会関係論の新しい展開を望んでやまない²⁰⁾。

などと、自分の理論ののりこえを要望しているようでもある。

この要望に応えたのであろうか。『社会福祉原論』と『地域福祉論』の間には「社会関係」という固有の橋ではなく、いやここには「地域社会関係」という地域福祉にふさわしい新しい橋がかけられるはずだったのだ、という”新説”(と筆者に思われたもの)が出てきた。「地域福祉研究者のほとんどはこのキーワード[地域社会関係]を重視することはなかった」「識者の殆んどは“地域社会関係”なる言葉さえ見逃した」と論者のレジюмеでは指摘されている。本稿はこのテーマを軸に展開するものである。([]は筆者による

挿入。下線も。以下同様)

2. 「地域社会関係」について

この“新説”を、筆者は日本地域福祉学会岐阜大会（2009年6月21日）の自由研究発表の会場で、“なぎさ”研の岡本栄一氏の口から聞いた。本稿はそのときの発表と配布されたレジュメ『岡村地域福祉論』の伏流水としての“地域社会関係概念”に基づくものである（以下敬称を省略する。また氏の引用はすべてこのレジュメからである）。

岡本説は、岡村重夫の地域福祉論は、その著『社会福祉原論』が「社会関係」（「社会関係の主体的側面の原理」（岡村重夫））に主導されていたように、「地域社会関係」という新たな原理（「地域社会関係」原理 とは岡本の表現）で主導されるはずであったが展開されずに終わった、という“新説”と筆者には受け取られた。

その片鱗は岡本の言う「“地域性の原則”に関わる「地域関係」と“福祉性の原則”に関わる「社会関係」を連結した「地域社会関係」なる言葉」、「『地域福祉論』を精読すると、“社会関係の維持”“社会関係の困難”などに加え「地域社会関係」というキーワードが登場する。つまりこれらの言葉の背後に、岡村「原論」の「社会関係論」との関係性を疑わせるものがある」、「“地域社会関係”は、「社会関係」概念に“地域性”をつけ加えたものである」などにうかがわれる。

岡本の“新説”は「社会関係論の新しい展開を望んでやまない」（岡村重夫）への一つの応答と言えるかもしれない。

ところが岡本の立論は少し複雑である。『原論』で、「社会関係論」を展開した岡村にすれば“社会関係”“地域社会関係”という言葉は重視せずに『地域福祉論』を展開する筈がない、との〈仮説〉に立つ、「岡村「地域福祉論」を精読すると、「社会関係」「地域社会関係」というキーワードが目立つ。われわれはこの言葉を重視するが、このキーワードは、「地域福祉論」では主役として「登場」せず、なぜか“伏流水的”な働きをしている」、「岡村は「地域福祉論」構想の段階から、特に第1章の前半では、この“社会関係”、“地域社会関係”なるキーワードを用い、論証しようとしていたことが垣間見える」、あるいは「岡村が構想していた「地域福祉の概念（固有性）」の基底に、“社会関係”および“近隣（地域）社会関係」というキーワードが用いられ、その時点から“地域社会関係”概念と「地域福祉論」の形成が分かちがたく結びついている。〈第3点〉「地域福祉論」におい

でも、少なくとも第1章前半では“社会関係”“地域社会関係”というキーワードを重視しようとしていた」とする。

「社会関係」と「地域社会関係」とは並立して用いられている。二つは対等のようなものであるが、両者がどのような関係にあるのか定かではなく、両者共ども地域福祉の概念構成のコア（core）であるかのように（あるいはあるべきかのように）扱われている。

他方で岡本は、「岡村は『原論』で「社会関係」原理を展開しているから、「地域福祉論」においても、その延長として“地域社会関係”といった論理を展開しようとしたに違いない——との推測は成り立つ」としており、あと「なぜ地域社会関係は〈伏流水〉したのか？」と分析がなされ、「論理としての「地域社会関係」とは何か？」「「地域社会関係」は“原理”として用いる場合、どんなコンセプトか？」「「地域社会関係」原理は普遍性をもつのか」などと、「地域社会関係」を独自の概念化するような整理もしている。

この2つの議論はどう整合性をもたせられているのだろうか。「その〔社会関係の〕延長として“地域社会関係”といった論理を展開しようとしたに違いない」とあるように、岡村重夫は地域社会関係で地域福祉を統一的に論じようとしていたと岡本は主張するのであろうか。「“地域社会関係”は「社会関係」概念に“地域性”を付け加えたものである」として、社会関係と並び立つ概念性（あるいは原理性）を付与しようというのであろうか。それとも——。

いずれにしても、「地域社会関係」の概念規定が問題となろう。岡本もレジユメの④では論理としての「地域社会関係」とは何か？（下線は岡本）で概念整理をしている。が、筆者には社会関係との対比での「地域社会関係」の位置づけがはっきりしないような気がした。社会関係の“延長”、地域性の“付け加え”というのも分かりにくい。

こうしたことからすると、岡本の説を、「社会関係とは異なる「地域社会関係」という新たな論理（概念、あるいは原理）が立てられ、“地域社会関係”概念と地域福祉論の形成が分かちがたく結びついており、それが地域福祉の概念（固有性）を構成している（但し、岡村重夫は十分には展開しきれてない）」という“新説”と捉えたのも、あながち筆者の誤解とばかりは言えなのではないだろうか²¹⁾。

では筆者の立場はというと、岡村重夫の「地域社会関係」という用語は、生活者の「社会関係」をその生活の場である社会を一層限定した地域社会において表現したものにすぎず、独自の新しい概念を盛り込もうとした術語（ターム、term）あるいは論理ではない。地域福祉論においても岡村重夫の「社会関係」概念は一貫している、というものである。

“新説”の根拠は、岡本によると『地域福祉論』以前の岡村重夫の著作に契機を有するが、筆者は『地域福祉論』以降の著作を根拠として自説を確かめたい。

ところで、以降の著作となると、『原論』も入ってくるのである。岡村重夫の著作の出版年代を押さえてみると、『社会福祉原論』の初版は1983年刊であり、原論がその基本的立場を引き継いだ前著となった『全訂社会福祉学総論』の初版は1968年刊である。『地域福祉論』の初版は1974年刊である。初版で言えば、『原論』と『地域福祉論』とでは、『地域福祉論』の方が先なのである。『地域福祉論』が先に出版されて、『原論』が後で出版されたことの意味するところは大きいかもしれない。しかし、『全訂社会福祉学総論』を実質的な『原論』と受け止めれば、これと『地域福祉論』とを比較すると、『全訂』が先に出版され、『地域福祉論』は後に出版された。『地域福祉研究』1970年初版も入れると、『全訂』（1968）→『研究』（1970）→『地域福祉論』（1974）→『原論』（1983）という出版順になる。

保護事業としての社会福祉の保護対象者のもつ生活上の要求を真に充足するためには、地域社会において彼のもつすべての社会関係を維持・発展させるような形で援助を与えなければならない。地域社会関係や家族関係を断ち切るような保護は、真実の社会福祉的援助にはなりえない²²⁾。

見られるように、地域社会関係は「地域社会において彼のもつ（すべての）社会関係」の言い換えである。岡村重夫は、他にも下の引用にあるように、「地域社会における社会関係」とか「地域社会の社会関係」とかの同義語として地域社会関係という語を用いている。ちなみに、岡村重夫は「『地域福祉』とは、『地域社会による福祉』であって、単に『地域社会における福祉』でもないし、『地域社会を配慮する福祉』でもないからである」²³⁾とやっているが、「地域社会による社会関係」という言葉はない（岡村重夫の著作にそういう言葉をまだ見いだせていない）。

生活者としての個人は、その生活の場において多数の社会関係に支えられながら生活を維持することができるのであるが、その生活の場をわれわれは地域社会と考えるならば、地域社会における社会関係のなかに生活困難の原因をみいだすと同時に、生活問題の解決をその地域社会の社会関係の改善によるのでなくてはならない。保護事業は、問

題の当事者を生活困難発生の場所からひき離すことによって、問題の解決を図ろうとして、結局は問題の再発を防ぐことができなかった。生活者と家族、近隣社会、そして各種の生活関連の施策や施設との諸関係の総体が地域社会の社会関係であるが、地域社会が真実の生活の場としてふさわしいものであるためには、この地域社会関係の総体は、いかにあらねばならないか。これからの福祉行政の新しい目標は、このような多数の地域社会関係がよく調和し、地域住民の生活要求に対応するような地域福祉の運営に向けられねばならないであろう²⁴⁾。

社会福祉→社会関係、地域福祉→地域社会関係だとすると、「社会福祉固有の援助原理」、とか、「社会福祉固有の視点と方法」という言葉に見合う、「地域福祉固有の援助原理」とか、「地域福祉固有の視点と方法」に類する言葉が岡村重夫の著作にあってもおかしくない。だが、筆者はまだ寡聞にしてそうした用語は知らない。「地域福祉の固有性」という用語についても同様である。『地域福祉研究』に1回だけ出てくる²⁵⁾のみで、その後この言葉が使われた形跡はない。社会福祉の固有性の論証に骨身を削った岡村重夫が、こんな大事なことをその後の『地域福祉論』他の著作で頻出させないはずがない。そうでないのは、社会福祉の固有性に包摂されるものであるから、誤解を避けるためにも、独立させて言うべきものではないと気づいたということではないだろうか。

地域社会が、住民の社会生活上の困難の主體的、共同的解決を援助する活動は、原理的には「地域福祉」とよばれるべきものであるが、それこそが社会福祉の原点であり、またその中核概念であるというのが、筆者の考え方であるから、地域活動ないし地域社会関係を含まない「社会福祉」とか「社会福祉施設」などは、そもそも始めから成立しないものである。またこのてんにこそ、住民の生活困難の解決を援助するさまざまな制度、たとえば、社会保障、雇用、教育、医療、住宅等々の制度や資源と異なる、社会福祉的援助固有の特色があるのである²⁶⁾。

地域福祉が社会福祉の原点であり、中核概念であると岡村重夫は言っている。それゆえ、もし「地域社会関係」が「社会関係」と異なる何か新たな概念だとすると、「社会関係」を糖衣したくらいですむはずもないだろうから、社会福祉は自分の内に異物を抱え込むことになり、自家中毒を起こしかねないのではないか。そうでないとしても、『地域福

祉』という用語の使われだしたのは、筆者〔岡村重夫〕の記憶では三十数年も昔のことである」（『地域福祉の思想と基本的人権』1990）としているのに、地域福祉（岡本“新説”の「地域社会関係」）が社会福祉（「社会関係」）よりも先だという「〔原点〕であり、「中核概念」である」という岡村重夫の言明は、歴史的には倒錯していることにならないのか。ちなみに、この論文が『月刊福祉』に掲載されたのは1979年1月号であり、『地域福祉論』が1974年刊、『原論』が1983年刊である。つまり、『全訂』（1968）→『研究』（1969）→『地域福祉論』（1974）→「論文」（1979）→『原論』（1983）という刊行順になる。この論文の執筆時には、単純に考えると、『全訂』（あるいは『全訂』されていない『社会福祉学総論』1958）しか踏まえられず、それをもとに「それ〔地域福祉〕が社会福祉の原点であり、中核概念である」が自分の立場だ、と岡村重夫は言っていたことになる。つまり「地域福祉」という言葉の揺籃期に、岡村重夫は自己の立場（固有の社会福祉—社会福祉固有の視点—社会関係（の主体的側面の原理））を確立したわけであるが、そのときにはすでに、「地域福祉」（岡本“新説”の「地域社会関係」）を原点、中核概念としていた！ということにもなる。

岡村重夫が倒錯しているはずがないとすれば、彼の言う「地域福祉」が岡本“新説”のような「地域社会関係」という、「社会関係」とは違う新たな原理で構成されているというものではない、ということではかない。

「『地域社会関係』を含まない社会福祉はそもそも初めから成立しない」と岡村重夫が断言しているところからすると、「社会関係⇒地域社会関係を演繹できなかった」という岡本説については、そうではなく、演繹の必要もないことであつたと言わざるを得ない。社会関係はそもそもの初めから地域社会関係も包摂する概念として構築された、と岡村重夫は言っているのだから。

地域福祉は、いうまでもなく社会福祉の援助原則に従って、地域住民が社会資源を利用して、社会生活上の基本的要求を充足するように援助するのである²⁷⁾

社会化されないような社会福祉も、社会福祉施設もありえないからである。このばあ
い「社会化」の「社会」とは、最も根源的には住民の日常生活の場としての地域社会で
ある。したがって社会福祉とは、地域社会の住民の社会生活上の困難に対する自発的解
決の努力を、地域住民が協働して援助する行為であって、地域社会から離れては成立し

ないものである²⁸⁾。

岡村重夫の上の初めの引用文は、彼の社会福祉の主体的側面の実現をはかる社会福祉の援助原則にしたがって、生活者の社会関係の改善を地域社会においてはかかるものが地域福祉だとしている。が、この2つの引用文を見比べると、地域福祉と社会福祉とが交換可能であるかのようなのである。このことはまた、地域社会関係が社会関係とは違う独自の独立した概念ではあり得ないことを示しているのではないだろうか。

(全体)社会であれ、地域社会であれ、個人(や集団)が社会制度と「社会関係」を取り結ぶのを、生活者の立場に立って、生活困難をきたさぬよう彼がそのもつ社会関係を維持・促進するのを援助し、また、生活困難の当事者がその社会関係の困難を自ら解決するのを援助し、社会関係の主体的側面の実現を専門分業的制度を含めて、全ての社会組織に向かって主張するのを援助する。これは社会福祉、地域福祉にかかわらず、一貫している岡村理論の核心である。

地域福祉は社会福祉の一分野であるから地域社会の社会関係の改善を固有の目的とするものであって、個人の身体的、心理的能力の改善ないし、ADLの向上を目的とするものではないからである。もっと厳密に言えば、地域社会の住民の自発的協同によって、地域社会における社会関係、すなわち障害者・老人をも含めて地域住民が社会生活上の基本的要求を充足するために、制度的機関・団体との間にとり結ぶ社会関係の改善を目的とする活動が、地域福祉なのである。地域福祉の思想は、地域住民の生活困難は、地域社会における社会関係の障害によって引き起されると見るからである²⁹⁾

「社会福祉の一分野である」地域福祉が、社会福祉における岡村重夫理論のコア (core) である「社会関係」が貫徹していないはずがあろうか。ありはしないと思われる。上の岡村重夫の引用文のアンダーラインの部分はそのことを示してはいないだろうか。お米と言ったとき、新潟県の長沼産のコシヒカリを思い浮かべようとも、「米」に変わりはないのである。長沼産のコシヒカリは「米」が進化したり、発展したりした何ものかではない。その本質である「米」は貫徹されているのである。「社会関係」はこの「米」と同じなのである³⁰⁾。米を地域(社会)という条件のなかで「地域社会関係」米とよぼうとも、それで「米」がどうかなるといってもいい。岡村重夫の地域福祉論においても「社会関係」

は貫徹されているのである。

以上、岡本説がもし社会関係と異なる地域社会関係の独自性の主張だとすると、それは成り立ちそうもないということを書いてきた。岡本説が地域福祉を岡村重夫が“社会関係”、“地域社会関係”なるキーワードを用い論証しようとしていたというものであれば、筆者にはまだ論評する余裕はない。

3. 施設の社会化について

岡本はその“新説”を自己の「なぎさ論」に結びつけようとしている。

(1) なぎさ論は、1980年代に登場した“施設の社会化論”と差別化することで、いっ層、地域福祉論の範疇に入所型福祉施設を位置づけようとして構想された。その考え方(概念)は、①施設と地域社会の結節部分に、“なぎさ”という「空間領域の設定」、②施設と地域社会の相互の人的な交流、支え合いなどの「地域との相互関係の創造」、③自己決定、自立的成長などの育ちや自立が目指される「自己実現のプログラム化」、④リスクを前提にした「ポジティブ・マネジメントの導入」、⑤運営面、人事面など、施設側の主体的な地域関係志向として「コミュニティワーカーなどの配置」といったものである。

(2) しかしながら、このような「概念」を列挙しただけでは論理的に弱い。このことから、「図」のような、福祉施設⇒なぎさ⇒地域社会の3つを<タテ>に貫徹する「論理」として、岡村が提示した“地域社会関係”なるキーワードの援用を試みる。

岡村重夫に「[施設社会化]の問題点」³¹⁾という論考がある。その中で、「今日の施設をあくまでも保護事業施設として位置づけ、その基本原則の限界内において可能な「社会化」に満足すべきであるか」³²⁾、そして「今日、施設関係者から「施設の社会化」が問題とされ、それを積極的に支持する主張があるとすれば、それは保護事業の原則に対する批判であり、挑戦であると見るべきであるか」³³⁾という2つの論点が提起されている。岡村の力点は後者にあり、したがって「保護事業の原則に変わる新しい対象者処遇の原則、換言すれば新しい社会福祉の原則によって運営せられる施設は、いかにあるべきか」³⁴⁾と改めて問題提起されているのである。

岡村重夫は、これに自答して試論と断りながらも、まず「保護事業は、基本的には社会保障制度の一部である」³⁵⁾とする。そして「保護事業に代わる新しい対象者処遇の原則を、筆者はこれを固有の社会福祉原則とよびたい。というのは、それは保護事業のように社会保障の一部ではなく、それとは全く別個の対象領域と専門的機能をもって、個人と集団の生活上の困難を援助する固有の制度だからである。それは、生活困難の当事者を含めて、すべての共同生活者が協力して、生活上の困難の自発的解決を援助する行為である」³⁶⁾と持論を展開する。

これを前提として、「(2) しかしながら、このような「概念」を列挙しただけでは論理的に弱い。このことから、「図」のような、福祉施設⇒なぎさ⇒地域社会の3つを<タテ>に貫徹する「論理」として、岡村が提示した“地域社会関係”なるキーワードの援用を試みる。」から、福祉施設⇒なぎさ⇒地域社会の3つを<タテ>に貫徹する地域社会関係という論理という岡本説を、主題として取り上げたい。

岡本によれば「なぎさ論は、1980年代に登場した“施設の社会化論”と差別化することで、いっ層、地域福祉論の範疇に入所型福祉施設を位置づけようとして構想された」ということであるが、岡村重夫は「「地域福祉施設」や「コミュニティ・ケア」は、社会福祉固有の領域である」³⁷⁾とまずおのれの立場を明らかにする。また、「なぎさ」はソーシャルワーク論でいうインターフェイス (interface) に相当すると筆者には思える。「ウィリアム・ゴードンが「ソーシャルワークの独特な領域は「人間」と「環境」の中間面 (インターフェイス) にあるとし、その範囲は社会的機能 (social functioning) と呼ばれるべき部分である」と指摘した」³⁸⁾ことからすると、「「社会人としての機能」[岡村重夫のsocial functioningの訳]と「社会関係」とを統一的に理解し、把握する概念として、個人の「社会生活の基本的要求」を充足するために避けることのできない社会制度との関係を社会関係と規定し、この社会関係の構造を分析してきた。そしてその結果、社会関係の二重構造を発見することができたのである」³⁹⁾との岡村重夫の文言は、ゴードンの先を行くものと言えよう。

なぎさは岡本の図を見ると領域的に捉えられているが、岡村重夫を援用すればそれは入所型施設に関連する社会関係の範囲というものに相当しよう。というのも、岡村重夫は次のように言っているからである。

元来、地域社会は、住民の日常生活の場であるから単なる地域空間ではなく、すべ

ての住民の生活に必要な社会関係の総体であるとみることができる。従って地域社会には、すべての住民の生活上の基本的要求を充足するための各種の社会資源が整備されていなければならない。現在の社会状況では、生活上の基本的要求を充足するためには、各種の専門分業制度に属する機関・団体が整備されなければならない。特に住民は、その必要に応じてこれらの機関・サービスを利用できなければならない。すなわち地域社会資源の利用の機会が、すべての住民に平等に保障されていなければならない⁴⁰⁾。

つまり、なぎさもまた地域社会である。地域社会の内にある。したがって、なぎさは入所型施設に関連する社会関係であると捉えられないだろうか。「福祉施設⇒なぎさ⇒地域社会の3つを<タテ>に貫徹する「論理」として、岡村が提示した“地域社会関係”なるキーワードの援用を試みる」は結局、福祉施設⇒社会関係⇒地域社会というシェーマになるろう。

ところで、岡村重夫は福祉施設と地域社会とをコミュニティ・ケアに関連して次のように説いている。

[コミュニティ・ケアの] 最も単純な理解は、前述したように「コミュニティ」を収容施設の外部にある地域社会と解して、「収容ないし施設ケア」に対立する「地域ケア」ないし「在宅者サービス」とする見解である。この見解の誤りは、「地域社会」という概念をきわめてルーズに解して、単なる空間的範囲とする点である。地域社会は、前節で詳細にみてきたように、単なる地理的場所ではなく、そこに多数の人間が一定の社会関係をもって生活する場所であり、しかもその社会関係には一定の傾向をもち、その傾向いかんによって、四つの類型に分類せられた⁴¹⁾。

これに対し、岡本は「なぎさ論」ではこの〔入所型施設で“なぎさ”を創造する場合、〈地域を開く〉際の「地域」とは施設を取り巻く地理的範囲である（岡本）〕地理的範囲をだいにしつつ、地域共同性を重視する。いいかえれば、福祉施設を取り巻き、その地域に住む「住民」を無視せずに包み込みながら、地域性を超えた人間関係の共同的な厚さと広がり重視する」と言っている。

入所型福祉施設も地域社会の内であり、地域社会を構成している。地域社会の一つの社会資源であり、社会制度である。その施設の住人もまた「住民」である。ところが、例え

ば、住民で構成される町内会（自治会）員として正当に扱われず、老人クラブ（連合会）にも加入出来てなく、また、「一人暮らしのお年寄りの集い」というイベントが催されても招かれないのではないだろうか。つまり、その施設の住人は「住民」を収奪された存在なのである。望んで「住民」を棄てたわけではない。この住人の差別の撤廃は、その「住民」の回復と軌を一にしている。それはまた、上の引用文の下線の、多数の人間が一定の社会関係をもって生活する場所であり、しかもその社会関係には一定の傾向をもち、その傾向いかんによって、四つの類型に分類せられたとある、コミュニティ（モデル）を導出する住民活動（地域組織化活動）が必要になるということである。

岡村重夫に「収奪された社会関係の回復と開発」という一文がある。

一定の産業能率か、または身分所属を基準として、それに及ばない一定人口の社会関係を収奪することは、今日もまだ続けられている。アパルトヘイトや放任児童はもちろんのこと、「老年期は喪失の時期である」と言われて社会的に孤立させられたり、また病者、障害者、「要保護者」に「社会的弱者」のレッテルをはりつけて、一般的な社会関係から隔離された特殊な環境に収容して、特殊の社会関係を強制するもの、社会関係の収奪である。前者を「孤立化」、後者を「差別」と呼ぶことができよう。この社会関係の収奪は、社会福祉固有の視点であった社会関係の主体的側面成立の前提条件である客体的社会関係の収奪であるから、実は福祉社会以前の問題である⁴²⁾。

入所型福祉施設の住人が施設のある地域社会の住民性を疎外されているのは、その地の平均的住民には可能な客体的社会関係を収奪されている——その地域社会の一般的社会制度の利用から疎外されて、一般的な社会関係から隔離された特殊な環境に収容され、特殊の社会関係を強制されるという形で、社会関係を収奪されているためである。住民という社会関係を、つまりその施設の住人が施設外の地域社会との間に社会関係を取り結ぶことを、収奪されたのであり、その住民という社会関係を回復する必要があるわけである。福祉施設⇒社会関係⇒地域社会というシェーマは、この住民という社会関係を表してもいる。

では、そうした社会関係の収奪からの回復は如何にしたらなされるのだろうか。

収奪された社会関係を回復したり、また、新しい社会関係を開発する福祉社会の活動

は、必要とあらば福祉国家のもつ法的強制力を利用して、すべての社会制度の当事者や国民に対して働きかけねばならない。今や障害者対策や老人問題対策の対象者は、障害者や老人自身ではなくて、それらの人々を差別してきた行政機関や一般国民であり、各種の制度的機関を経営する人々である、と言わねばならない⁴³⁾。

地域福祉の思想は、障害者や老人を疎外し、生活上必須の社会関係を収奪している制度的集団の運営方針を改めさせて、社会関係を拡大し、改善するような社会的努力を援助しなくてはならない。それに対して在宅福祉サービスでは、社会関係を失ったままで人々の身体的・心理的能力条件を改善したり、特殊な保護サービスを提供する。従って平均的能力条件をもたない「弱者」を排除する地域社会の差別的な社会関係や人間観はそのまま残されることになる。これまさに対症療法としての社会福祉にはかならない⁴⁴⁾。

今日の地域社会にみられる差別的な社会関係は、『生活者原理』の単純な不充足関係ではなくて、これを否定する構造をもつ故に、単なる生活上の基本的要求の論理によってではなくて、否定の否定としての基本的人権の思想によって始めて克服しうるものである。従って地域福祉活動は、一方において、基本的人権を地域社会の行政、立法、司法、生活関連の専門分業制度および住民全体に承認させる地域社会の民主化を目的とする一般的地域組織化運動を展開すると同様に、他方において「社会的弱者」として差別される当事者およびかれらを支撐する関係者による自主的活動を援助する福祉組織化活動を併行的に行わねばならないのである⁴⁵⁾。

社会関係の収奪からの回復（つまり差別の撤廃）や新しい社会関係の開発は、福祉社会（岡村重夫によれば福祉コミュニティ）による行政機関や、一般国民（地域住民を含む）、そして各種の制度的機関（制度的集団）の経営者への働きかけの活動だと、岡村重夫は言うのである。それは地域福祉の思想や基本的人権の思想をよりどころにした実践だとも言っている。

その施設の住人に即して言えば、例えば、住人とその入所型施設との間に取り結ばれている社会関係の質が問われよう。住人と施設外の地域社会との間に社会関係が結びつきやすいように、また、退所という社会関係を住人が施設と結びつきやすいように、経営者が施設運営のあり方を変更して、施設を外部的に向けて開くことも必要となる。むしろ地域社会での家族との社会関係の再構築や、社会関係の客体的側面であるケア付き住宅などの受

け皿を用意する社会制度の整備も欠かせない。また、住人との交流や理解を深める、そうした退所者を受容する、あるいは入所しないですむ住民協同のあり方、つまり、施設外の地域住民の社会関係のあり方も問題となる。岡村重夫は次のように言っている。

よく今までの地域福祉の例でみられることですが、住民の先入観とか、誤解を解くという口実のもとに専門家の意見を住民に説得したり、納得させるのが福祉の役割だと誤解する人がいます。それは専門分業制度の代替であって、福祉の本領ではありません。

むしろ住民の側の意向や実態を専門家に説明して、その認識を改めさせたり、住民に対しては積極的に意見を表明するように援助するのが福祉の本領であります。それが個人と社会制度との社会関係の主体的側面の援助の第1の活動場面です。

第2の活動場面は、住民相互の間の社会関係の改善です。特に主体的側面の側の改善の問題です。現在の日本の地域社会には、多くの不平等、差別の人間関係を温存していて、公正な民主主義の成立を妨げています。例えば障害者問題の根源は、このような地域社会〔社会関係の総体〕における障害者差別〔という社会関係（の収奪）〕にあるとも言えます。ここでも福祉は、専門家の真似をするのではなくて、福祉の固有性を発揮すべきであります。

いま一つ例をあげて説明します。例えば福祉六法が八法になって障害者福祉法も改正になったが、あれを見ると身体上、又は精神上の障害によって日常生活困難な人にサービスをするとか、介護をするとかのサービスをするんだということが新しく改められた。私は身体上とか精神上の障害とか言うことは、それは医師の言うことで、福祉はそんな事ではなくて社会関係での障害を問題にする訳です⁴⁶⁾。

上の引用文の最初の下線の「住民」はこれを入所型施設の住人と、また、第2の活動場面には続く下線の部分は、入所型施設の住人と施設外の住民との社会関係の改善と、読み替えてみる。ここでは、住民同士の差別的な社会関係が取り上げられている。住人（住民でもある）と一般住民、あるいは住人とその家族などとの関係が、住人が社会制度と取り結ぶ社会関係に少なからぬ影響を及ぼしているわけである。家族や近隣の人たちや行政などの無理解や、住民同士や当事者との非協同が、例えば老人の取り結ぶ社会関係を入所型施設とのそれへのみと追い込む、施設退所を妨げる、あるいは施設入所は単なる引っ越しといった施設を家とする“普通”の生活の支障となる、といったようなことであろう。3

番目の下線の部分は、入所型施設の社会化の問題の根源は、このような地域社会における「入所型施設の住人」差別にあるとも言える。最後の下線部分は、社会（地域）福祉は、例えば老人の個体的「欠陥」（つまり障害）ではなく、その老人の社会関係での障害を問題にする、ということになる。

福祉社会は、広狭の地域社会における社会関係の改善活動によって、老幼、健病、強弱、さまざまな条件をもつ人々が、地域社会において共に生き、共に住む社会をつくりださねはならない。そのような社会は何も理想の社会なのではなくて、あたりまえの社会なのである。従ってわれわれは日常生活のなかで、あたりまえの人間としてあたりまえの日常的な実践活動をすればよいのである。他人を援助する福祉活動について特別の動機や心情を借りてくる必要はない。というのは自分の福祉的人間像を実現するためには、他人の福祉的人間像の実現が同時に必要であるという社会関係の主体的側面の論理と倫理があるからである。つまり自分の社会関係の改善は、同時に他人の社会関係の改善であるし、他人の社会関係の閉塞状況の改善を援助することは、そのまま自分の社会関係を拡充し、改善することになるのである⁴⁷⁾。

住人と地域住民との社会関係の改善の目的の一つは共生社会づくりにあろう。そのための目標としての福祉コミュニティ（福祉社会）づくりや後段の下線部分のような住民の自己覚知をもたらす社会関係づくりに、住民が協同して取り組むのを社会福祉援助者が側面的に援助することが必要となる。

以上より、固有の社会福祉原則による個人（入所型施設の個別住人）と集団（入所型施設の全住人）の社会生活上の困難を援助するとともに、施設入所へとつながる生活困難の顕在的あるいは潜在的可能性を持った住民の生活上の困難をも援助する、つまり、生活困難の当事者を含めてすべての共同生活者が協力して生活上の困難の自発的解決を援助する行為である固有の社会福祉（岡村重夫の言葉）のあり方が、幾分でも解き明かされたのではと思われる。“なぎさ”のあり方は社会関係と分かちがたく結びついている。それは、「地域福祉施設」や「コミュニティ・ケア」は、社会福祉固有の領域である」（岡村重夫）と相俟って、福祉施設⇒なぎさ⇒地域社会の3つを<タテ>に貫徹するのは社会関係（社会関係の主体的側面の原理）ということになるのではないだろうか。

4. おわりに

岡本氏の学会発表とそのレジュメをもとに本稿をなしたが、氏の本格論文（あるいは著作）を待たずに成稿した非礼とアンフェアは、お詫びせねばならない。しかし、氏の発表をお聞きしたときの衝撃は忘れられない。筆者もまた地域福祉を専攻する者として、ことは岡村理論の筆者自身の受容を問われる重大事と受け止められ、急遽省察を強いられたこともまた事実である。この拙論は拙速気味ではあるが、その省察の一つの結果である。

ここで岡本説の「地域性の原則」に関わる「地域関係」と「福祉性の原則」に関わる「社会関係」を連結した「地域社会関係」なる言葉」という部分について一言しておきたい。岡本氏はまた「“地域社会関係”は「社会関係」概念に“地域性”を付け加えたものである」とも言う。地域社会関係を地域・社会関係と解しようと、地域社会・関係と解しようと、そこでは地域性が核になろう。この地域性をどう捉えるかである。

筆者は拙稿「地域福祉論」で地域性とは、それぞれの地域の風土や歴史性をふまえ、地域の実情を十分に把握したうえで政策や民間の福祉活動計画等がたてられること、と竹村を引用した⁴⁸⁾が、これだけでは十分ではないであろう。

結論的に言えば、地域性を付け加えようと岡村理論における「社会関係」（社会関係の主体的側面の原理）という骨格は変えようがないということである。地域性はこの骨格の肉付けである。それは各地域社会で色々であろう。筆者は現時点ではこのように考えている。

ところで、この省察を進めている間に、ある先達の言葉が頭をよぎった。それはつきつめれば、「地域福祉というのは、独自の学問か」ということで、社会福祉でたくさんだ、せいぜいその一分野だと言われて、何か地域福祉論を否定（ついでに筆者も否定）されたような気がして、反発したものである。岡村重夫も「地域福祉は社会福祉の一分野である」と言っているのであるが。

その岡村重夫の地域福祉論には、「本書は、いわゆる地域福祉の解説書というよりも、むしろ新たに地域福祉の理論体系を提示する試論として執筆された。そのばあい当然のことながら、著者がこんにちまで明らかにしてきた社会福祉の理論体系が前提されており、そのうえに構築された地域福祉の理論である」（岡村重夫『地域福祉論』序）とある。

写しながら、マルクス主義の史的唯物論の土台—上部構造論や、「より高度の生産関係〔地域社会関係〕も、その物質的な存在条件が旧社会〔社会関係〕そのものの胎内で孵化

しおわるまでは、けっしてそれにとって替わることはない」⁴⁹⁾が一瞬筆者の脳裏をかすめた。

それはさておき、上の「序」は、一見、岡本“新説”を肯定しているようにも思える。ところが筆者なりに省察する過程で、岡村重夫の『地域福祉論』はその社会福祉理論の一種の応用問題で、しかもそれを解くのに失敗したとも思えてきた。本論中の「この2つの引用文を見比べると、地域福祉と社会福祉とが交換可能であるかのようなようである」と筆者が評したようなことがそれである。岡本氏も口頭発表のなかで、その“新説”に沿う形で地域福祉論は失敗作だと言っていたと記憶している。

しかし省察を進めると、岡村重夫の地域福祉論は、岡本説に言う“同一性の感情”の問題はあるかもしれないにせよ、結局は岡村理論で一貫していて、ただ地域福祉の用語で肉付けをしているだけのようにも思える。筆者は「失敗したとも思えてきた」と書いたが、実は失敗でもなんでもなくて、上のような引用文の筆者評になるのは当たり前なのである。だからこそ岡村理論はその地域福祉論にも貫徹しているのである。

とすると先達の言う通りなのではないのか。筆者はジレンマに陥っているようである。また、新たな思索を強いられていそうでもある。改めて筆者の専攻する地域福祉とは何か。地域福祉論はついに地域福祉学とはなり得ないのか――。

この拙論が岡村重夫の言う「紙屑みたいなもの」ではなく、「お金と時間のムダ」でもないものであることも祈念して、ひとまず擱筆としたい。

注

- 1) 平井啓之訳『サルトル全集第25巻 方法の問題』人文書院、1970年、37頁。
- 2) 岡村重夫『地域福祉論』光生館、1974年、3頁。
- 3) 岡村重夫「処遇原則の発展と福祉の人間」(D) 人間的処遇の原則―福祉の人間像
<http://www22.ocn.ne.jp/~kguik/okamurakouen2.htm> 2009.8.20
- 4) 岡村重夫講演「地域福祉の思想」『福祉研究かながわ』vol. 3、神奈川県社会福祉協議会、1993年、10頁。
- 5) 岡村重夫「特別寄稿 地域福祉の指導理念」『大阪市社会福祉研究』第4号、1981年、3頁。
- 6) 岡村重夫「社会福祉固有の視点と方法」岡村重夫・高田真治・船曳宏保著『社会福祉体系3 社会福祉の方法』勁草書房、1979年、30頁。
- 7) 岡村重夫講演「現代の社会福祉の特徴」『大阪市社会福祉研究』特別号、大阪市社会福祉協議会/大阪市立社会福祉研修センター、2002年、61～62頁。
- 8) 6) に同じ、59頁。
- 9) 6) に同じ、68頁。
- 10) 岡村重夫「地域福祉の指導理念」『社会福祉研究』第4号、大阪市社会福祉研究会、1981年、6頁。
- 11) 岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会、1983年、3頁。
- 12) 4) に同じ、13頁。
- 13) 「岡村重夫先生にきく「見る・見られる」関係から科学する」三浦文夫・右田紀久恵・大橋健策

- 編著『地域福祉の源流と創造』中央法規、2003年、120頁。
- 14) 3) に同じ。
- 15) 岡村重夫「福祉行政当面の課題—福祉行政の新しい目標を求めて—」『都市問題研究』第33巻第7号、都市問題研究会、1981年、57頁。
- 16) 岡村重夫「福祉転換期の意味するもの」『社会福祉研究』第6号、大阪市社会福祉研究会、1983年、巻頭言。また、別の書では、「福祉六法に代表される保護的社会福祉は、生活困難の当事者を個人と規定して、「福祉の措置」を講ずるのである」(34頁)、「「地域社会における福祉」ないしいわゆる「在宅福祉サービス」だけを、地域社会における社会資源の充実や統合的運営ときり離れたり、「地域社会による福祉」すなわち地域住民の自治や相互扶助、また地域問題の自発的解決行動の成長発展と無関係に進行させる発想は、単に援助対象者を地域社会のなかにとどめて、特定のサービスを提供するという保護事業的アプローチである。老人福祉法や障害者福祉法による「福祉の措置」は、当の老人ないし障害者個人に対する措置であって、彼の社会関係の全体を維持するように個人や制度的機関を援助するものではない。その意味では福祉六法は保護事業六法であり、その発想では「在宅福祉サービス」は居宅保護にすぎない。つまりそれは福祉六法の「福祉の措置」の地域社会版であり、そのようなものとしての在宅サービスは、公営社会福祉や法律にもとづく民間社会福祉の領域である。」(36~37頁)とも言われている。岡村重夫「現代地域福祉の課題と方向」『月刊福祉』Vol.64, No.12 (1981/12) 全国社会福祉協議会。
- 17) 岡村重夫「「福祉改革」と地方自治」『社会福祉研究』13号、大阪市社会福祉協議会、1990年、巻頭言。
- 18) 岡村重夫講演「長寿社会対策と老人福祉サービス」『大阪市社会福祉研究』特別号、大阪市社会福祉協議会／大阪府立社会福祉研修センター、2002年、90~92頁。
- 19) 4) に同じ、12頁。
- 20) 岡村重夫「地域福祉研究課題の回顧と展望」の中の「現代の社会福祉としての地域福祉」日本地域福祉学会「日本の地域福祉」編集委員会『日本の地域福祉』第1巻、日本地域福祉学会、1987年、19頁。
- 21) ことによると、岡本は使う場が違うだけで、同義異字として「社会関係」、「地域社会関係」を考えているのだろうか。「地域社会関係」は「社会関係」の地域バージョンなのか。「地域社会関係」は地域社会における社会関係として不可欠なのか。「地域社会関係」は「社会関係」概念に“地域性”を付け加えたものである」というが、「地域性 (の原則)」をどう捉えているのか。また、付け加えによって新たな概念に移行しはしないのか。また付け加えた“だけ”とは言われていないので、ほかにも地域社会関係の概念化には何か動員されているのでは？等々。自分は岡本説を誤解しているのではないか、という疑念に筆者は本稿を執筆中始終つきまといわれた。レジュメ及び発表を聞いただけという性質上やむを得ないと言えばそれまでだが・・・。
- 22) 2) に同じ、10頁。
- 23) 岡村重夫「地域福祉の意味」『大阪の社会福祉』500号記念(1997年1月) 大阪市社会福祉協議会。この広報紙への寄稿で、岡村重夫は「社会福祉は、住民が一人の生活主体者として、調和のある生活全体を維持発展させるように個人を援助すると同時に、専門分業化された制度に対しては、個人の生活の全体性と主体性を見ることの出来ない制度的欠陥を認めさせて、これを補うために社会福祉の視点を取り入れた制度運営の出来るように援助するのである」、「地域福祉は、地域社会自身の構造を改めて、住民の生活問題を住民自身の努力によって解決できるように援助する新しい試み」とも記している。
- 24) 15) に同じ、63頁。
- 25) 岡村重夫『地域福祉研究』柴田書店、1970年、10頁。
- 26) 岡村重夫「施設社会化」の問題点」『月刊福祉』Vol.62, No.1 (1979/01)、全国社会福祉協議会、20頁。
- 27) 9) に同じ、8頁。
- 28) 25) に同じ、20頁。
- 29) 岡村重夫「地域福祉の思想と基本的人権」日本地域福祉学会「日本の地域福祉」編集委員会『日

- 本の地域福祉』第3号、日本地域福祉学会、1990年、3頁。
- 30) ここでは「社会関係は」は概念定義の次元で言われている。岡村重夫の「ただ、ここで社会関係というのは、決して一定不変のものではありません。それは、たえず制度の側の変化と個人の側の変化とによって変化します。そういうなかで、われわれは適切に自分の生活に必要な社会関係を選択しながら生きて行くわけです。従って、われわれの社会は、そういう選択が自由にできるような構造をもつのでなければならぬだろう、つまり硬直化した社会では、社会関係の選択が自由に行われぬということになろうと思うんですね。」(3)に同じ)を踏まえつつ。
- 31) 25)に同じ、ただし頁数は省く。
- 32) 25)に同じ、21頁。
- 33) 25)に同じ、22頁。
- 34) 同上。
- 35) 同上。
- 36) 同上。
- 37) 2)に同じ、30頁。
- 38) ジャーメイン著小島蓉子編訳『エコロジカル・ソーシャルワーク』学苑社、1992年、7頁。
- 39) 10)に同じ、91頁。
- 40) 岡村重夫「地域福祉の思想」『大阪市社会福祉研究』第16号、大阪市立社会福祉研修センター、1993年、8頁。
- 41) 2)に同じ、45～46頁。なお、岡村重夫はコミュニティ・ケアについて、「従来の収容保護方式を不動のものとして、それと並行的に、地域社会のなかでも保護サービスを展開するというのは、決してコミュニティ・ケアではない。むしろ収容施設の機能を変更して、地域社会に開かれた施設として、地域社会サービスの一環として運営しようというのが、コミュニティ・ケアの思想である」と言っている。2)に同じ、105頁。
- 42) 岡村重夫「明日の福祉社会」福武直・阿部志郎編『明日の福祉@21世紀の福祉』中央法規、1988年、65～66頁。
- 43) 同上、66頁。
- 44) 28)に同じ、3～4頁。
- 45) 28)に同じ、5頁。
- 46) 4)に同じ、12～13頁。
- 47) 41)に同じ、66～67頁。ここには大変なことが言われている予感がある。
- 48) 藤井正他編著『地域政策入門』ミネルヴァ書房、2008年、255頁。
- 49) マルクス『経済学批判』序言の言葉であるが、訳文は、竹内芳郎『国家と文明』岩波書店、1975年、4頁より拝借した。

研 究 紀 要
第52・53合併号

平成22年 2月25日 印刷
平成22年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811